

山本浩司 特別公開講座 第4弾 「はじめの一步、最後の一步」

2017年2月4日（土）

司法書士講座



WセミナーはTACのブランドです。

【第1部】

はじめの一步

最後の一步

担当：山本浩司

【戦 略】

- 一、勝てる戦にあえて勝たないこと
- 一、戦略目標
- 一、優秀な者が受かるのか
- 一、学習の核
- 一、基礎は奥深いもの

【基礎の完成】

- 一、群盲象を撫ず

グループ1

問1 訴え提起前の和解は、簡易裁判所に対する当事者双方の共同の申立てにより事件が係属する（H17-5-ア）。

問2 訴え提起前の和解が整わないときは、裁判所は、和解の申立てを訴えの提起とみなして当事者双方に訴訟の弁論を命じる。

問3 訴え提起前の和解の期日に申立人が出頭しないときは、その申立ては取り下げられたものとみなされる。

グループ2

問1 指名委員会の委員の過半数は、執行役を兼ねることができない（H23-31-ア）。

問2 親会社の監査役は、子会社である指名委員会等設置会社の監査委員を兼ねることができる。

問3 監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役は、子会社の報酬委員を兼ねることができない。

問4 指名委員会等設置会社の監査委員は支配人を兼ねることができないが、報酬委員は支配人を兼ねることができる。

問5 指名委員会等設置会社の報酬委員は、執行役を兼ねることができない。

問6 監査等委員である取締役は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

グループ3

問1 訴訟代理権を欠く者がした訴訟行為を当事者が追認したときは、当該訴訟行為は、その追認の時からその効力を生ずる（H24-1-ア）。

問2 共有物の分割について共有者間に協議が成立した場合には、その分割は、共有関係の成立の時に遡ってその効力を生ずる（H25-9-ア）。

問3 少額訴訟における審理及び審判を求める旨の申述は、最初にすべき口頭弁論の期日までにしなければならない（H13-5-イ）。

問4 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合を除き、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない（H15-1-オ）。

問5 債権者が仮執行の宣言をすることができる時から30日以内にその申立てをしないときは、支払督促は、その効力を失う（H16-5-イ）。

問6 抵当権不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をするときは、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、その請求をしなければならない（H25-13-イ）。

問7 仮差押えの執行は、債権者に対して仮差押命令が送達された日から2週間を経過したときは、これをしてはならない（H25-6-オ）。

グループ4

問1 物の引渡しを求める訴訟において、被告が留置権を行使して引渡しを拒絶した場合、債務の完済までは原告に目的物引渡請求権は生じないので、裁判所は引換給付判決をすべきである（H13-9-イ）。

問2 遺言者が前の遺言で甲土地をAに遺贈し、後の遺言で甲土地についてBのために地上権を設定した場合、Aは甲土地の所有権を取得しない（H13-22-イ）。

問3 第三者が目的物を占有する場合、その目的物が不動産であっても動産であっても、強制執行をすることができる（H13-7-5）。

問4 弁済供託に係る債務について保証契約が締結されていた場合、供託により主たる債務が消滅する結果、保証債務も消滅するので、供託者は、供託物の取戻しを請求することができない（H13-10-ウ）。

問5 委任契約は、原則として無償とされているが、有償の場合、受任者は報酬の支払いがあるまでは委任事務の履行を拒絶することができる（H14-15-ウ）。

問6 弁論準備手続の終結後における攻撃又は防御の方法を提出するには、相手方の同意を要する（H16-1-ア）。

問7 遺贈をするには、遺贈者が行為能力を有することが必要である（H18-24-ア）。

問8 募集株式の引受人が払込金額の全額の払込みをする債務と自己の会社に対する金銭債権とを相殺する旨の意思を表示した場合には、当該募集株式の発行による変更の登記の申請書に当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付しなければならない（H18-33-エ）。

問9 会計監査人を設置していない株式会社であっても、定款で定めることにより、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる場合がある（H19-32-エ）。

問10 株式会社が株式の分割をする場合において、株式買取請求をすることが認められる場合がある（H20-31-ウ）。

問11 仮処分解放金の供託書には、被供託者を記載することを要しない（H24-11-イ）。

グループ5

係争物に関する仮処分と仮の地位を定める仮処分とを比較した次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか（H12-7 民事保全法）。

ア 係争物に関する仮処分命令事件の管轄裁判所は、係争物の所在地を管轄する地方裁判所であるが、仮の地位を定める仮処分命令事件の管轄裁判所は、本案の管轄裁判所である。

イ 係争物に関する仮処分命令の申立ても、仮の地位を定める仮処分命令の申立ても、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにしてしなければならない。

ウ 係争物に関する仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ないでも発することができるが、仮の地位を定める仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ないで発することはできない。

エ 係争物に関する仮処分命令も、仮の地位を定める仮処分命令も、担保を立てさせないで発することができる。

オ 係争物に関する仮処分命令は、相当と認める方法で当事者に告知すれば足りるが、仮の地位を定める仮処分命令は、当事者に送達しなければならない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

【第2部】
でるところ予想 (択一・主要4科目編)
答練・模試の活用法

担当：西垣哲也

1 午前の部・合格基準点（平成20年以降）

平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
28問	29問	27問	26問	28問	28問	26問	30問	25問

1 民法（過去5年間の出題実績）

① 総則編（出題数 平成22年より3問）

平成24年	意思表示全般、条件・期限、消滅時効
平成25年	後見・保佐・補助、無効及び取消し、仮差押えによる時効中断
平成26年	錯誤と善意の第三者、代理全般、消滅時効
平成27年	未成年者、虚偽表示、取得時効
平成28年	不在者の財産管理人、無権代理、消滅時効全般（起算点、中断）

(*）直近5年間では、代理よりも時効からの出題が圧倒的に多い。



平成29年出題予想！（以下、異論は認めます） 総則編

1 意思表示	心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫 94条2項の第三者と転得者（平成12年、20年）
2 代理	有権代理全般（代理権の濫用など） 復代理 無権代理と相続
3 条件・期限	全般

② 物権編（出題数 9問）

平成24年	不動産の物権変動、物権的請求権、共有 地上権・地役権、先取特権、質権 抵当権、抵当権の実行（配当）、譲渡担保
平成25年	相続と登記、即時取得、共有 地上権と賃借権、留置権、物上代位 抵当不動産の第三取得者、法定地上権、根抵当権
平成26年	物権的請求権、時効と登記、囲繞地通行権 用益物権、先取特権、抵当権 法定地上権、根抵当権、譲渡担保
平成27年	不動産の物権変動、動産の物権変動、占有権 共有、地役権、留置権 質権、根抵当権、譲渡担保
平成28年	不動産の物権変動、即時取得、動産の占有権 地上権、先取特権、抵当権 法定地上権、共同抵当、譲渡担保

（*）近年の譲渡担保の出題頻度に注目！平成23年にも出題（集合動産譲渡担保）



平成29年出題予想

物権	不動産の物権変動、登記請求権（または費用負担） 占有権、共有、用益権全般
担保物権	抵当権の効力の及ぶ範囲、抵当権の侵害 抵当権の処分、留置権

③ 債権編（出題数 4問）

平成24年	相殺 売買、使用貸借、事務管理
平成25年	連帯債務、第三者の弁済 建物賃借人の費用償還請求、契約の終了と物の返還時期
平成26年	債権者代位権と詐害行為取消権、債権譲渡と債権者の 交替による更改 請負人の瑕疵担保責任、民法上の組合
平成27年	選択債権、保証、相殺 消費貸借
平成28年	債務不履行による損害賠償、連帯債務と連帯保証 貸借、不法行為による損害賠償請求

(*) 上段が債権総論、下段が債権各論。



平成29年出題予想

債権総論	債権譲渡、弁済
債権各論	売買、委任

④ 親族・相続編（出題数 4問）

平成24年	養子縁組、父子関係についての訴え、財産分与 相続分
平成25年	婚姻又は協議離婚の無効・取消し、認知 相続分、遺留分減殺請求
平成26年	養子縁組、親権 相続の承認または放棄、遺言の効力・遺言の撤回
平成27年	親子関係、成年後見 相続人、遺産分割
平成28年	内縁関係、財産管理権 相続と登記、遺留分

(*) 上段が親族編、下段が相続編。



平成29年出題予想

親族編	婚姻（婚姻障害）、親子、養子縁組（特別養子）
相続編	相続全般、遺言、遺言執行者

2 会社法（出題数 平成21年から9問）

平成24年	<p>株式会社の設立、取得条項付株式、募集新株予約権の発行</p> <p>利益相反取引、会計参与、事業譲渡、合同会社</p> <p>吸収合併、商業使用人</p>
平成25年	<p>株式会社の設立、募集株式の発行、自己株式と親会社株式</p> <p>株主総会の招集手続、取締役の行為差止請求</p> <p>役員等の第三者に対する損害賠償責任、債権者の異議手続</p> <p>合名会社、商行為</p>
平成26年	<p>株式会社の設立、株式の共有、譲渡制限株式の譲渡等承認請求</p> <p>株式会社の取締役及び監査役（清算株式会社を除く）</p> <p>取締役の忠実義務、持分会社、社債管理者、事業譲渡と吸収分割</p> <p>商行為の代理・委任</p>
平成27年	<p>株式会社の発起設立、株主名簿</p> <p>公開会社でない取締役会設置会社の株主総会</p> <p>監査役の監査の範囲に関する定款の定め</p> <p>株式会社の解散と清算、持分会社、社債権者集会</p> <p>株式交換、商事消滅時効</p>
平成28年	<p>株式会社の設立、株式の担保化、単元株制度、大会社</p> <p>監査役会設置会社と監査等委員会設置会社</p> <p>持分会社、新設分割、特定責任追及の訴え、商人の支配人</p>

（*）会社法の施行以後、設立からは毎年出題。



平成29年 傾向と対策

- ① 設立、株式、役員、持分会社、組織再編は、必ず出るものとして準備。
- ② 商法総則は、一番、対策が立てづらいところ。失点もやむなし？

2 午後の部・基準点

平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
28問	26問	25問	25問	26問	27問	24問	24問	24問

1 不動産登記法（出題数 16問）

平成24年 総 13 各 3	<p>権利能力なき社団名義の登記の可否、持分が記録されない登記</p> <p>電子申請、代位による登記、登記識別情報の提供 第三者の承諾を証する情報等、登記原因及びその日付 仮登記、農地法所定の許可を証する情報、付記登記 登記が完了した旨の通知、審査請求、登録免許税</p>
	<p>登記名義人の住所または氏名の変更の登記、更正登記 敷地権付き区分建物</p>
平成25年 総 10 各 6	<p>主登記・付記登記、一括申請、利益相反行為、印鑑証明書</p> <p>仮登記、判決による登記、登記官の職権による登記の抹消</p> <p>登記原因及びその日付、仮登記、登録免許税</p>
	<p>相続に関する登記、根抵当権の登記の回復、地役権 各種権利の登記事項、抵当権の変更・更正・抹消の登記 吸収分割があったときの抵当権または根抵当権の登記</p>
平成26年 総 7 各 9	<p>登記識別情報の提供、登記識別情報の失効申出と有効証明請求</p> <p>利害関係人の承諾を証する情報、登記原因証明情報 判決による登記、処分禁止の登記、登記事項の証明等</p>
	<p>所有権の保存の登記、所有権の移転の登記の抹消 買戻特約の登記、相続登記の要否、遺言に基づく登記 抵当権の変更の登記、根抵当権に関する登記 信託の登記、工場抵当または工場財団の登記</p>
平成27年 総 8 各 8	<p>登記識別情報の通知、事前通知、申請情報の内容 登記原因及びその日付、職権による登記の抹消及び更正 登記官の職権による登記、付記登記、仮登記</p>
	<p>更正の登記、所有権の登記、敷地権付き区分建物 地上権・地役権・賃借権の登記、担保権の登記 相続に関する登記、相続人不存在の場合の登記手続 信託の登記</p>

(*) 総→総論からの出題数 各→各論からの出題数

平成28年 総 10 各 6	登記の申請人、登記権利者、不動産登記の申請の代理 登記上の利害関係人、登記原因証明情報、印鑑証明書 会社法人等番号、オンラインによる手続 審査請求、登録免許税
	共有名義の不動産、敷地権付き区分建物、地上権の登 記事項 抵当権の設定の登記、先取特権の登記 遺産分割または遺言による登記

(*) 総→総論からの出題数 各→各論からの出題数



平成29年出題予想

総論	登記識別情報の提供、添付書面関連、登録免許税 判決による登記、処分禁止の登記、仮登記 主登記・付記登記、農地法所定の許可を証する情報
各論	抵当権の登記、根抵当権の登記、用益権の登記 敷地権付き区分建物、所有権に関する登記、信託の登記

(*) 不動産登記法の択一の突破の鍵は、とにかく総論での得点が鍵を握ります。

2 商業登記法（出題数 8問）

平成24年	<p>発起設立による株式会社の設立の登記、新株予約権の登記</p> <p>株式会社の役頭等の登記、清算株式会社の登記</p> <p>株式交換の登記、登記の更正、合資会社の登記</p> <p>一般財団法人登記</p>
平成25年	<p>登記期間、株式会社の設立の登記（出資の履行の書面）</p> <p>取締役会設置会社における株式に関する登記</p> <p>株式の併合、取締役または代表取締役の変更の登記</p> <p>会計監査人の登記、清算に関する登記</p> <p>一般社団法人の登記</p>
平成26年	<p>商業登記制度、株式会社の設立の登記の申請書の添付書面</p> <p>本店移転または支店移転の登記</p> <p>株券提出公告をしたことを証する書面</p> <p>指名委員会等設置会社の登記、募集株式の発行による変更の登記</p> <p>取締役または代表取締役の変更の登記</p> <p>吸収分割による変更の登記</p>
平成27年	<p>株式会社の設立の登記、株式会社の役員等の変更の登記</p> <p>募集株式の発行による変更の登記</p> <p>債権者異議手続を行ったことを証する書面</p> <p>持分会社の登記、法人登記、登録免許税</p> <p>審査請求</p>
平成28年	<p>商業登記の申請または嘱託、株式会社の設立の登記</p> <p>株式会社の役員の変更の登記、募集株式の発行による変更の登記</p> <p>資本金の額の変更の登記、清算株式会社の登記</p> <p>持分会社の登記、一般社団法人の登記</p>



平成29年 傾向と対策

- ① 設立の登記、株式に関する登記、役員変更の登記、持分会社の登記、組織再編の登記、法人登記は、必ず出るものとして準備。
- ② 法人登記は、得点を取りやすい分野なので、確実に取れるように。
- ③ 今年は、株主リストに関する問題も出るかも？

【第3部】

今こそ考えたい、

自営業司法書士の魅力と ブラック企業問題

担当：栗原庸介

問題 1

司法書士がブラック企業問題に取り組むべき理由は？

司法書士法第1条

この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

問題 2

ブラック企業・ブラックバイトの悪行にはどのようなものがあるでしょうか？

- ア 求人詐欺1（求人誌・面接での提示時給と実際の時給が違う）
- イ 30分単位の切り捨て
- ウ サービス残業
- エ 従業員のミスによる給与からの天引き
- オ 希望通りにシフトを減らしてくれない
- カ 急に、あるいは無理やりシフトに入れさせられる
- キ 求人詐欺2（求人票と面接での提示での出勤店舗の違い）
- ク 研修体制の不十分
- ケ 高校生の深夜労働
- コ ワンオペ体制の不備
- サ 業務上のケガや病気を労災と認めてくれない
- シ 辞めさせてくれない
- ス 超長時間労働
- セ 管理職の残業代不払い（名ばかり管理職）
- ソ 有給休暇を取得させない
- タ パワハラ・セクハラ・マタハラ・いじめ
- チ 不当解雇
- ツ クリスマスケーキや恵方巻などの販売数ノルマをバイトにも科す
- テ 上記でノルマ未達の場合、買い取らせる等の罰則を設ける

問題**3**

司法書士の試験範囲でブラック企業・ブラックバイトと闘うことはできるの？

例：本当は退職したくないのに退職届を出してしまった

→民法総則の条文が使える？

民法第93条 心裡留保

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

民法第95条 錯誤

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法第96条 詐欺・強迫

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

問題**4**

ブラック企業・ブラックバイトとの闘い方は？

- 1 労働基準監督署に通報する
- 2 民事訴訟を起こす
- 3 労働組合・ユニオンによる団体交渉をする

問題 5

ブラック企業・ブラックバイトを殲滅するために私たちにできること、やるべきことは何でしょうか？

1 労働者の権利を自分でしっかり把握すること（法律を知ること）。

2 権利をしっかり行使すること。泣き寝入りをしていないこと。

※例えば労働者全員が1分単位での残業代請求をきちんとやるだけで、ブラック企業・ブラックバイトは大部分を殲滅できると思います。企業に、法を遵守しないと大損害になる、ときちんと理解させることが重要です。

3 選挙で必ず投票すること。

問題 6

以上の話を踏まえた上で、司法書士という資格の最大の魅力は何でしょうか？

※自営業司法書士の魅力や、どうすれば独立開業できるか等のお話は、次回のイベントに続きます。お楽しみに！

※労働事件に興味・関心のある方はぜひこちらをご覧ください。

「司法書士くりりんの事件簿」

<http://kuririn.info/>